

要求水準書（令和4年4月4日公表版）					要求水準書（令和4年6月13日修正版）					
P47	第2章 第1節 9 9.3 表11 引渡性能試験の項目と方法				P47	第2章 第1節 9 9.3 表11 引渡性能試験の項目と方法				
	番号	試験項目	保証値	試験方法		備考	番号	試験項目	保証値	試験方法
	4	焼却主灰 熱灼減量	5%以下	(4) サンプリング場所 <b>焼却主灰搬出装置入口付近</b> (2) 測定頻度 2回/炉以上 (3) 分析方法 昭52.11.4 環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知に準じ、組合が指示する方法による。		4	焼却主灰 熱灼減量	5%以下	(1) 分析対象 <b>焼却主灰（乾灰、湿灰）</b> (2) サンプリング場所 <b>組合の指定する場所</b> (3) 測定頻度 2回/炉以上 (4) 分析方法 昭52.11.4 環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知に準じ、組合が指示する方法による。	
P51	第2章 第1節 10 <del>10.6 契約不適合責任期間中の点検、整備・修補</del> <del>正式引渡し日から、2年間の本施設に係る全ての定期点検（法定点検を除く）、整備・修補工事、各点検、整備・修補工事に必要な清掃及び部品の交換等の費用は、建設請負事業者の負担とする。</del>				P51	第2章 第1節 10 <b>(削除)</b>				
P63	第2章 第2節 2 2.4 3) 主要項目 (3) 主要材質 直接投入用 SUS304（ごみと接触する箇所は全て）板厚 <del>4.5</del> mm 以上				P63	第2章 第2節 2 2.4 3) 主要項目 (3) 主要材質 直接投入用 SUS304（ごみと接触する箇所は全て）板厚 <b>4.0</b> mm 以上				
P77	第2章 第2節 3 3.2 3) 炉駆動用油圧装置 (6) 特記事項 <del>⑤ 油圧ポンプに停電時駆動のためのポンプを設置する。</del>				P77	第2章 第2節 3 3.2 3) 炉駆動用油圧装置 (6) 特記事項 <b>(削除)</b>				
P113	第2章 第2節 6 6.3 熱及び温水供給設備 (4) 主要機器 ① 形式 [     ], 数量 [     ]				P113	第2章 第2節 6 6.3 熱及び温水供給設備 (4) 主要機器 ① <b>温水熱交換器（空気予熱器等による加温の場合は各炉に設置）</b> 形式 [     ], 数量 [     ]				
P120	第2章 第2節 7 7.7 3) 主要項目（1炉分につき） (2) 材質 耐硫酸露点腐食鋼、厚さ 4.5 mm 以上				P120	第2章 第2節 7 7.7 3) 主要項目（1炉分につき） (2) 材質 <b>燃焼ガス冷却設備出口から煙突まで</b> 耐硫酸露点腐食鋼、厚さ 4.5 mm 以上 <b>その他 [     ]</b>				
P138	第2章 第2節 10 排水処理設備 なお、雨水排水は、 <del>一部プラント等雑用水として利用する</del> 以外は河川放流とする。				P138	第2章 第2節 10 排水処理設備 なお、雨水排水のうち、工場棟に降った雨は、貯留した後に処理を行い、水洗便所での利用や植栽への散水を行うなど積極的に活用するものとする。初期降雨や余剰水、屋根以外の敷地内雨水については、雨水調整池に排水するものとする。				

要求水準書（令和4年4月4日公表版）		要求水準書（令和4年6月13日修正版）																																	
P157	第2章 第2節 12 計装制御設備 12.1 計画概要 12) 落雷時の機器損傷を最小限とするため、雷サージ対策を講じること。設置に当たっては、JIS A 4201 避雷針基準 <del>（新JIS）</del> とする。	P157	第2章 第2節 12 計装制御設備 12.1 計画概要 12) 落雷時の機器損傷を最小限とするため、雷サージ対策を講じること。設置に当たっては、JIS A 4201 避雷針基準とする。																																
P162	第2章 第2節 12 12.3 3) ITV 装置 カメラ設置場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>記号</th> <th>設置場所</th> <th>台数</th> <th>種別</th> <th>レンズ形式</th> <th>ケース</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>F</td> <td>ボイラドラム液面計</td> <td>2</td> <td>カラー</td> <td>標準</td> <td>水冷</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考		F	ボイラドラム液面計	2	カラー	標準	水冷		P162	第2章 第2節 12 12.3 3) ITV 装置 カメラ設置場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>記号</th> <th>設置場所</th> <th>台数</th> <th>種別</th> <th>レンズ形式</th> <th>ケース</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>F</td> <td>ボイラドラム液面計</td> <td>2</td> <td>カラー</td> <td>標準</td> <td>防塵</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考		F	ボイラドラム液面計	2	カラー	標準	防塵	
施設	記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考																												
	F	ボイラドラム液面計	2	カラー	標準	水冷																													
施設	記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考																												
	F	ボイラドラム液面計	2	カラー	標準	防塵																													
P182	第2章 第3節 2 2.1 4) (1) 工場棟 ⑥ 共通仕様 (c) 工場棟の内部仕上げとしてコンクリート部分は、必要に応じて <del>エマルジョンペイント仕上げ、鉄骨部分はオイルペイント</del> 仕上げとする。	P182	第2章 第3節 2 2.1 4) (1) 工場棟 ⑥ 共通仕様 (c) 工場棟の内部仕上げとしてコンクリート部分は、必要に応じて <b>耐蝕・防塵塗装</b> 仕上げとする。																																
P192	第2章 第3節 2 2.4 3) (3) 拡声放送設備 ④ 機能 AM、FM ラジオチューナ内蔵型、一般放送・非常放送兼用、BGM 放送(CD)、 <del>PHS</del> 設備	P192	第2章 第3節 2 2.4 3) (3) 拡声放送設備 ④ 機能 AM、FM ラジオチューナ内蔵型、一般放送・非常放送兼用、BGM 放送(CD)、 <b>通信設備（携帯等）</b>																																
P193	第2章 第3節 2 2.4 3) その他工事 (8) 避雷設備 建築基準法に基づき JIS A 4201 避雷針基準 <del>（新JIS）</del> による避雷設備を設ける。また、内部雷対策も考慮し計画する。	P193	第2章 第3節 2 2.4 3) その他工事 (8) 避雷設備 建築基準法に基づき JIS A 4201 避雷針基準による避雷設備を設ける。また、内部雷対策も考慮し計画する。																																
P193	第2章 第3節 2 2.4 3) その他工事 (9) 防犯警備設備 <b>必要に応じて防犯上の警備設備の設置が可能な電気配管工事（空配管工事）を行うこと。</b>	P193	第2章 第3節 2 2.4 3) その他工事 (9) 防犯警備設備 防犯警備に必要な設備を設置する。																																
P196	第2章 第4節 解体・撤去工事 2 太陽光発電装置撤去工事 第1期焼却施設とあわせて整備した太陽光発電装置の撤去を行う。太陽光発電装置に係る図面は、資料 13 太陽光発電装置図面による。	P196	第2章 第4節 解体・撤去工事 2 太陽光発電装置撤去工事 第1期焼却施設とあわせて整備した太陽光発電装置の撤去 <b>及び処分</b> を行う。太陽光発電装置に係る図面は、資料 13 太陽光発電装置図面による。																																
P216	第2章 第7節 3 3.3 表 1 測定項目及び頻度（参考） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>測定場所</th> <th>規定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却主灰</td> <td>熱灼減量</td> <td><del>灰出装置入口</del></td> <td>月1回以上</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>灰ピット</td> <td>年1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目		測定場所	規定頻度	焼却主灰	熱灼減量	<del>灰出装置入口</del>	月1回以上	ダイオキシン類	灰ピット	年1回以上	P217	第2章 第7節 3 3.3 表 2 測定項目及び頻度（参考） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>測定場所</th> <th>規定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却主灰</td> <td>熱灼減量</td> <td><b>組合の指定する場所</b></td> <td>月1回以上</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>灰ピット</td> <td>年1回以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目		測定場所	規定頻度	焼却主灰	熱灼減量	<b>組合の指定する場所</b>	月1回以上	ダイオキシン類	灰ピット	年1回以上										
項目		測定場所	規定頻度																																
焼却主灰	熱灼減量	<del>灰出装置入口</del>	月1回以上																																
	ダイオキシン類	灰ピット	年1回以上																																
項目		測定場所	規定頻度																																
焼却主灰	熱灼減量	<b>組合の指定する場所</b>	月1回以上																																
	ダイオキシン類	灰ピット	年1回以上																																